

年金を受けるための 請求手続き

1

老齢厚生年金(本来支給)の請求手続き

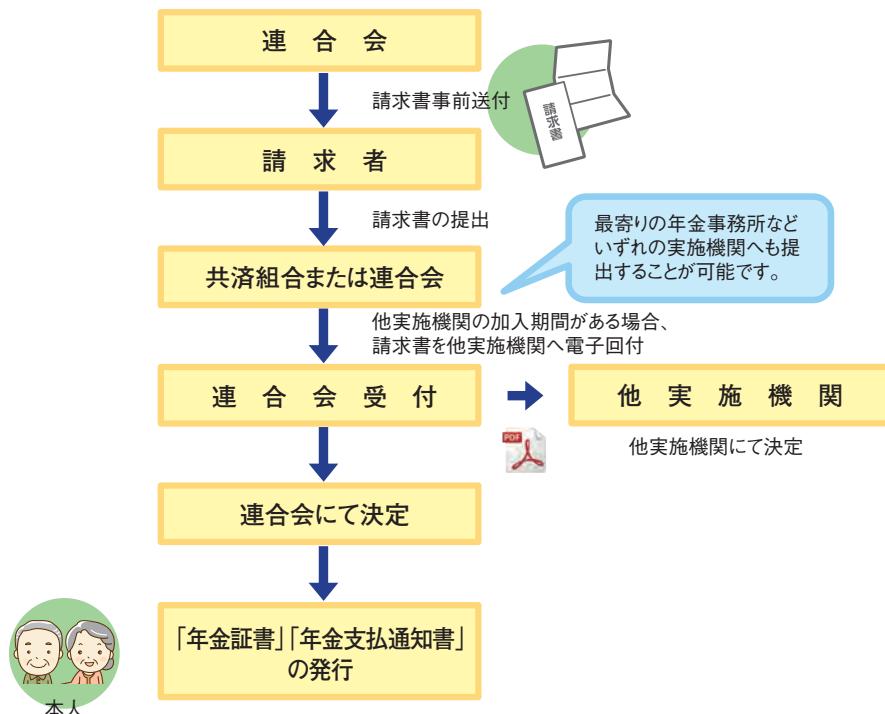
老齢厚生年金の受給要件（12頁をご覧ください。）を満たした方が、年金の請求手続きに必要な「年金請求書」については、通常、年金の支給開始年齢に達する月の3か月前に、その時点で加入している厚生年金の種別の実施機関（厚生年金に加入していないときは、最後に加入していた厚生年金の種別の実施機関）からご本人へ送付することになっています。

この「年金請求書」が送付されましたら必要事項を記入し、添付書類をご用意の上、各省等の共済組合または連合会、さらには最寄りの年金事務所など、請求者ご本人が希望される窓口へ提出してください。

なお、老齢厚生年金の決定と支給は、年金の加入期間に応じてそれぞれの実施機関が行うこととなっており、国家公務員共済組合の加入期間にかかる老齢厚生年金の決定と支給は、連合会が行います。

この年金の請求手続きについては、公務員のほかに民間会社や私立学校などの年金の加入期間がある場合であっても、すべての実施機関で共通の「年金請求書」により1か所の請求窓口で行なうことが可能となっています。

(年金請求時点における厚生年金加入履歴の最後が国家公務員の方の場合)



◎なお、老齢厚生年金の請求に必要な主な書類は次のとおりです。

■老齢厚生年金請求に必要な主な書類

	書類	内容	様式	備考
1	年金決定請求書		連合会および各実施機関所定のもの	
2	戸籍抄本 ^(注)		本籍地の市区町村が発行するもの	受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書提出日の6か月以内
3	住民票 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方	加給年金額を請求するときの、配偶者や子の生計維持関係の確認	住所地の市区町村が発行するもの	上記同様
4	所得証明書 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方	上記同様	市区町村が発行するもの	被扶養者に認定されているときは組合員証の写しで可

(注) 配偶者または子がいる場合、戸籍抄本ではなく戸籍謄本が必要となることがあります。

また、配偶者がいる場合、配偶者の基礎年金番号を確認することができる基礎年金番号通知書の写し等が必要となることがあります。

連合会において、マイナンバーによる情報連携のしくみを活用し、地方自治体などから必要な情報を取得できる方の場合は、「住民票」「所得証明書」の提出が省略できます。

●老齢基礎年金の請求手続き

65歳になると、国民年金の「老齢基礎年金」が、日本年金機構で決定され、支給されることがあります。(下図をご覧ください。)

老齢基礎年金の請求は、老齢厚生年金の請求手続きと同時に行われます。

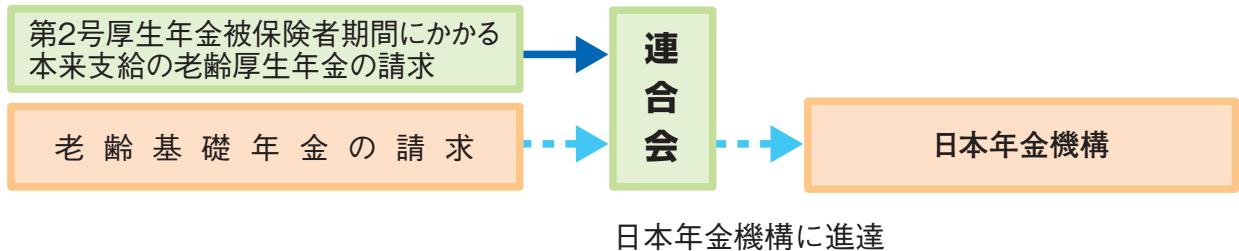
(図)

老齢厚生年金(本来支給)
連合会
決定・支払い

老齢基礎年金
日本年金機構
決定・支払い

老齢基礎年金の請求の流れ

(例) 請求書を連合会に提出した場合



●退職年金について

平成 27 年 10 月以降の組合員期間を有する 65 歳以上の方（1 年以上の引き続く組合員期間を有する方に限ります。）が退職しているときは、退職等年金給付制度による「退職年金」が決定・支給されます。（退職年金については、52 頁以降をご覧ください。）

なお、平成 27 年 10 月以降の組合員期間がない方は、退職年金の支給の対象となりません。

この退職年金の請求手続きに必要な請求書については、①退職または②65 歳到達月のいずれか遅い時期に連合会から送付いたします。

2

障害厚生年金・障害手当金の請求手続き

障害厚生年金（受給要件については、32頁をご覧ください。）の請求手続きに必要な「年金請求書」は、各省等の共済組合または連合会、さらには最寄りの年金事務所の窓口に備え付けしており、障害厚生年金を請求する場合は、その傷病にかかる初診日の時点で加入している厚生年金の種別の実施機関（10頁をご覧ください。）に「年金請求書」を提出することになります。

したがって、初診日が第2号厚生年金被保険者（国家公務員）期間中だった方は、各省等の共済組合または連合会へ「年金請求書」を提出することとなりますのでご注意ください。（年金事務所等の他の実施機関では受け付けられません。）

◎なお、障害厚生年金の請求に必要な主な書類は次のとおりです。

■障害厚生年金請求に必要な主な書類

	書類	内容	様式	備考
1	年金請求書		連合会および各実施機関所定のもの	
2	戸籍抄本 ^(注)		本籍地の市区町村が発行するもの	年金請求書提出日の6か月以内（「事後重症による請求」の場合は1か月以内）に交付されたもの
3	医師の診断書		連合会および各実施機関所定のもの	障害認定日より3か月以内の現症のもの。障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3か月以内の現症のもの）もあわせて必要となります。
4	住民票 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方	加給年金額を請求するときの、配偶者や子の生計維持関係の確認	住所地の市区町村が発行するもの	6か月以内に交付されたもの
5	所得証明書 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方	上記同様	市区町村が発行するもの	被扶養者に認定されているときは組合員証の写しで可

(注) 配偶者または子がいる場合、戸籍抄本ではなく戸籍謄本が必要となることがあります。

また、配偶者がいる場合、配偶者の基礎年金番号を確認することができる基礎年金番号通知書の写し等が必要となることがあります。

連合会において、マイナンバーによる情報連携のしくみを活用し、地方自治体などから必要な情報を取得できる方の場合は、「住民票」「所得証明書」の提出が省略できます。

3

遺族厚生年金の請求手続き

遺族厚生年金（受給要件については、42頁をご覧ください。）の請求手続きに必要な「年金請求書」は、各省等の共済組合または連合会、さらには最寄りの年金事務所の窓口に備え付けております。

なお、請求手続きについては、すべての実施機関の窓口で行うことが可能です。

◎遺族厚生年金の請求に必要な主な書類は次のとおりです。

■ 遺族厚生年金請求に必要な主な書類

	書類	内容	様式	備考
1	年金請求書		連合会および各実施機関所定のもの	
2	戸籍謄本		本籍地の市区町村が発行するもの	受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付されたもの
3	死亡診断書	死亡の事実および死亡の原因を確認するため		ない場合は、市区町村で死亡届の記載事項証明書の交付を受けてください。
4	住民票 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方	死亡者との生計維持関係確認のため	住所地の市区町村が発行するもの	請求者の世帯全員分および死亡者の除票
5	所得証明書 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方		市区町村が発行するもの	被扶養者に認定されているときは組合員証の写しで可

連合会において、マイナンバーによる情報連携のしくみを活用し、地方自治体などから必要な情報を取得できる方の場合は、「住民票」「所得証明書」の提出が省略できます。



メモ欄

年金を受けるための請求手続き